

# 財政運営に関する長期試算 ～長期財政フレーム～

## 1 試算の目的と手法

### 1. 試算の目的

地方財政を取り巻く環境が大きく変化し、高齢社会の進展に伴う社会保障関係費や老朽化が進む公共施設の再整備費に巨額の財政需要が見込まれる中で、より高い予見性の発揮と計画的・安定的な財政運営が求められていることから、長期的な視点に立って、財政収支や財政指標の推移を試算することにより、将来にわたる健全な財政運営に資するため、長期財政フレームを策定するもの。

### 2. 試算の期間

30年間 2018年度～2047年度

「新公共施設等総合管理計画」の前期30年間と同じ期間

### 3. 試算の対象と手法

- (1) 対象 中期財政計画と同様一般会計ベース
- (2) 手法 国の経済財政・社会保障等にかかる将来見通しや現時点の地方財政制度を参考に、一定の仮定の下で機械的に試算

### 4. 計画のローリング

経済情勢や財政制度など、地方を取り巻く環境の変化に対応するため、概ね5年毎に試算期間を延伸

## 5. 試算の前提条件

項 目		主 な 前 提 条 件
歳 入	税・交付税	名目経済成長率を反映(国準拠) 但し、名目経済成長率と地方財政計画における一般財源の伸び率との乖離幅を反映させるほか、地方交付税の事業費補正分を公債費の歳出見込みに連動して試算
	国・県支出金	物価上昇率を反映(国準拠) 但し、社会保障関係費及び投資的経費にかかる分は、歳出見込みに連動して試算
	市債	歳出見込みに連動して試算 但し、臨時財政対策債は地方交付税の推移に連動して試算
	その他	物価上昇率を反映(国準拠)
歳 出	社会保障関係費	対象人口と1人当たりの費用の推移に連動して試算(国準拠) 但し、国の試算と実際の国予算との乖離幅を反映
	投資的経費	公共施設の再整備費は新公共施設等総合管理計画の計画額とするほか、重点戦略計画に掲げる新規施設等の整備にかかる所要額を反映する。また、その他経常的な公共事業費は中期財政計画の計画額で試算
	公債費	別途積み上げ 但し、新規に借り入れする市債の金利は名目長期金利の伸び率を反映(国準拠)
	その他一般行政経費	物価上昇率を反映(国準拠) 但し、職員費の退職手当分及び公営企業繰出金は別途積み上げ

(参考にした国の試算)

「中長期の経済財政に関する試算」(2018年7月策定)

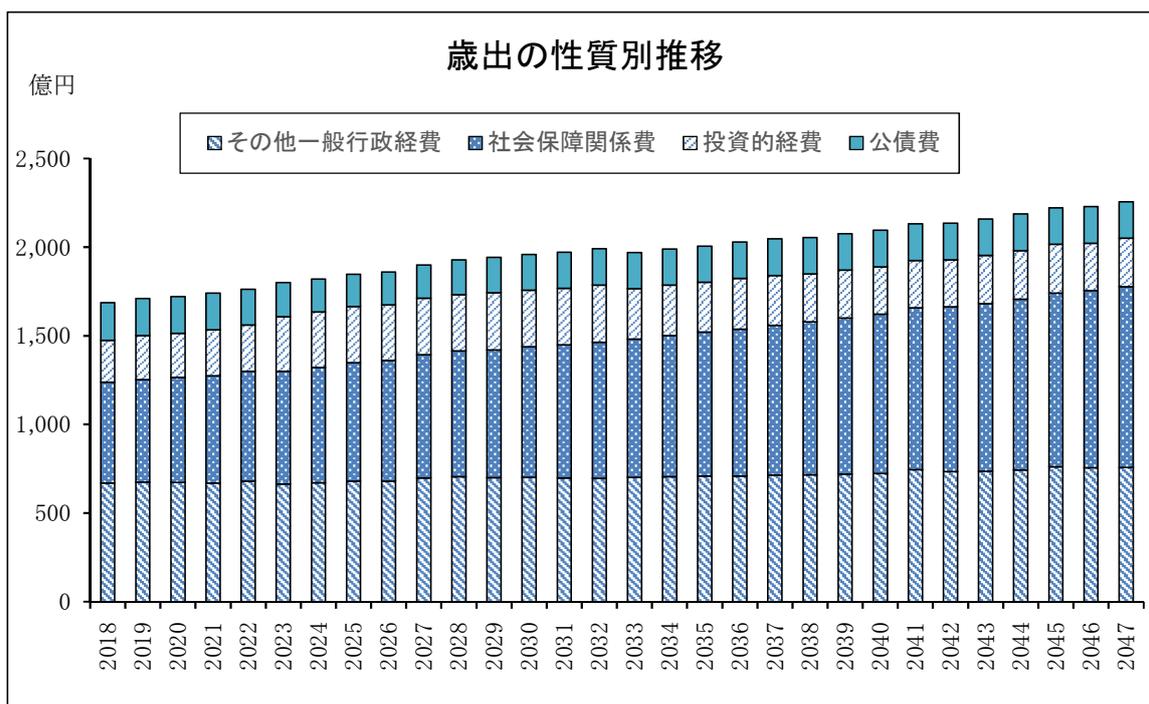
「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(2018年5月策定)

## 2 長期財政フレーム

### 1. 財政収支の推移

(単位:億円)

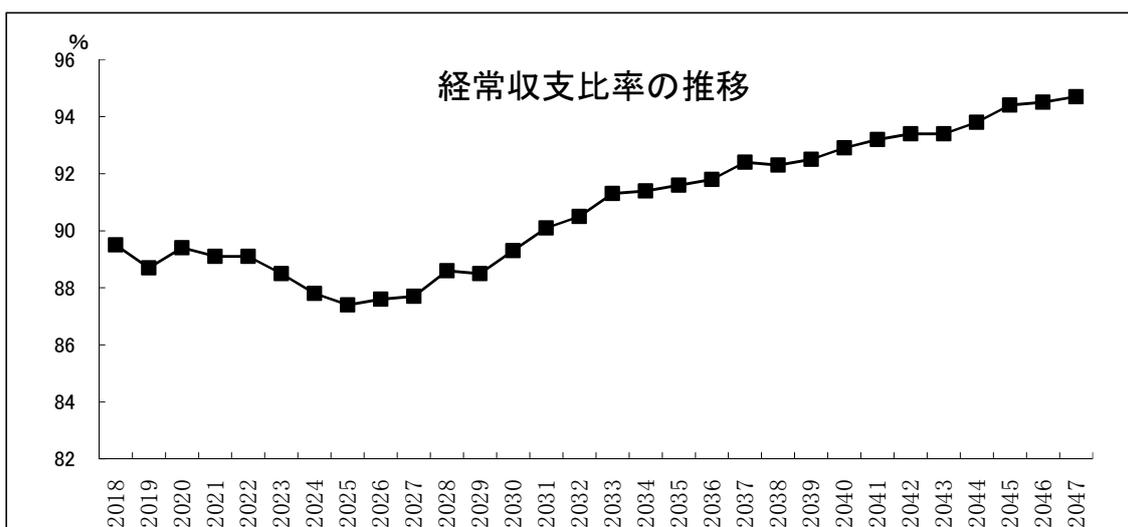
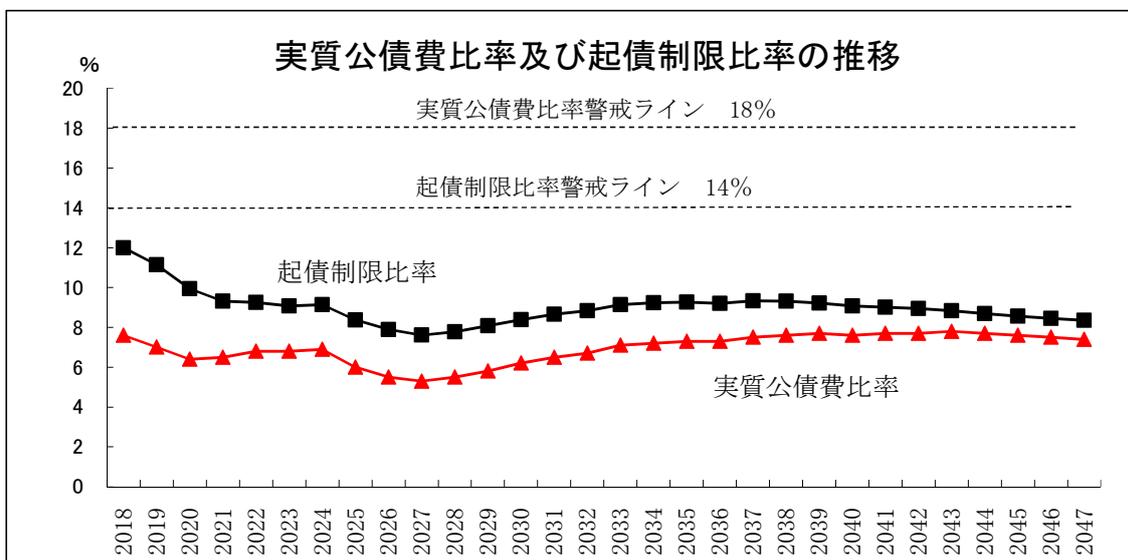
項 目		前期の単年度平均 (2018～2027)	中期の単年度平均 (2028～2037)	後期の単年度平均 (2038～2047)
歳入	税・交付税	1,076	1,165	1,252
	国・県支出金	433	531	607
	市債	172	174	168
	その他	99	105	120
	計	1,780	1,975	2,147
歳出	社会保障関係費	629	775	939
	投資的経費	283	302	270
	公債費	197	203	206
	その他一般行政経費	676	704	739
	計	1,785	1,984	2,154
収支不足額		△5	△9	△7



財政収支の推移をみると、歳出の面では、社会保障関係費が30年後には歳出総額の4割を超える見込みとなるなど、高齢社会の進展に伴う扶助費等の大幅な増加が見込まれます。また、投資的経費についても増加が見込まれるものの、新公共施設等総合管理計画に沿った再整備等に努めることにより、概ね財政需要の平準化が図られる見通しとなっています。

一方、歳入の面では、税・交付税の大幅な伸びが見込めないことから、期間中、若干の財源不足が生じる可能性があるものの、財政収支は概ね均衡するものと見込まれます。

## 2. 財政指標の推移



- 実質公債費比率 …………… 公債費や公営企業債等の償還に充当した繰上償還などによる財政負担の度合いを判断する指標
- 起債制限比率 …………… 公債費による財政負担の度合いを判断する指標
- 経常収支比率 …………… 経常的経費に充てられた経常的一般財源の割合で財政構造の弾力性を判断する指標

財政指標の面では、投資的経費の増加に連動する実質公債費比率及び起債制限比率は、これまで中期財政計画に基づく繰上償還の実施や適正な市債発行に努めてきたことにより、長期的にみて警戒ラインを下回る見通しとなっています。

一方、経常収支比率は、社会保障関係費の増加に伴い上昇を続け、30年後には、90%を大幅に超えるなど、財政構造の硬直化が進むことが見込まれます。

今回の試算結果を踏まえながら、中期財政計画や新公共施設等総合管理計画とともに健全な財政運営のための指針として活用していきます。